

NISA非課税期間終了時の取扱いについて

現在、2023年までに一般NISA・つみたてNISAで買付をした商品を保有いただいている場合、非課税期間終了時の取扱いは以下の通りとなります。なお、一般NISA・つみたてNISAの残高を、現在の新NISA口座へ移管することはできません。

① 特定口座へ移管

- 非課税保有期間(一般NISA:5年、つみたてNISA:20年)が終了する残高は、翌年1月1日に特定口座(開設していない場合は一般口座)へ移管されます。
- 移管に伴うお手続きは不要です。非課税保有期間内に売却しない場合、最終営業日の時価で自動的に課税口座へ移管されます。
- 移管後に売却した場合、移管時の時価が取得価額となり、それをもとに利益に対して課税されます。
- 課税口座へ移管後に配当金が支払われた場合、配当金は課税対象となります。(権利付最終日時点でNISA口座であった場合でも同様です。)

② 非課税保有期間内に売却

- 非課税の扱いを受けるためには、受渡日が非課税期間内となる必要があります。(分配金・配当金についても同様です)

一般NISA・つみたてNISAの残高を、新NISAへ移管することはできません

2020年に一般NISAで買付した残高をお持ちのお客さまへ

- 2020年に一般NISA口座で買付した残高は、2024年末に非課税期間が終了します。
- 課税口座への移管の際は、2024年の最終営業日の時価で移管されます。
- 非課税保有期間内に売却する場合、非課税の扱いを受けるためには、受渡日が2024年内となる必要があります。

【ご留意事項】

- ・ 特定口座を開設されていないお客さまで、特定口座への移管を希望される場合は、年末までに特定口座開設のお手続きが必要となりますので、弊社お取扱窓口までお早目にお申し出ください。
- ・ 特定口座を開設されているお客さまで、一般口座への移管をされる場合は、別途、お手続きが必要となりますので、弊社お取扱窓口までお申し出ください。
- ・ 特定口座(未開設の場合は一般口座)へ移管する銘柄で、翌年の受渡となるご売却の場合、年末時点の評価額が簿価となり、特定口座(未開設の場合は一般口座)でのご売却となります。

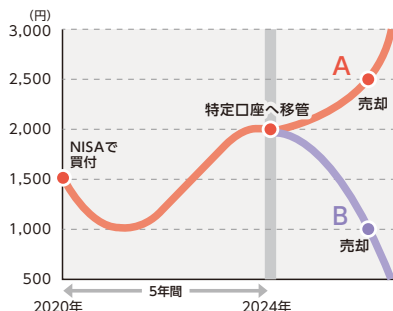
大和証券

Daiwa Securities

課税口座へ移管する際のケース

ケース 1 買付時より値上がりしている状態で 特定口座へ移管したケース

2020年にNISA口座にて1,500円でX株を買付、2024年末に評価金額2,000円で特定口座に移管し、売却したケース



A. 特定口座へ移管後値上がりし、売却したケース

実質: +1,000円 税制上: +500円

移管後に2,500円で売却。実際には1,000円の利益が発生していますが、移管した時価(2,000円)が簿価となるため、税制上の利益は500円として計算され、課税対象となります。

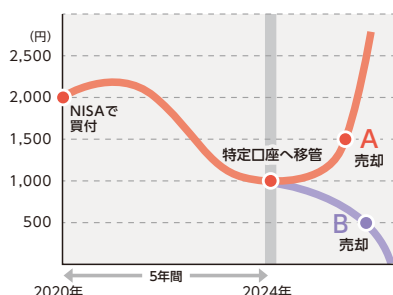
B. 特定口座へ移管後値下がりし、売却したケース

実質: ▲500円 税制上: ▲1,000円

移管後に1,000円で売却。実際には500円の損が発生していますが、移管した時価(2,000円)が簿価となるため、税制上の損は1,000円として計算されます(損益通算可能)。

ケース 2 買付時より値下がりしている状態で 特定口座へ移管したケース

2020年にNISA口座にて2,000円でX株を買付、2024年末に評価金額1,000円で特定口座に移管し、売却したケース



A. 特定口座へ移管後値上がりし、売却したケース

実質: ▲500円 税制上: +500円

移管後に1,500円で売却。実際には500円の損が発生していますが、移管した時の評価額(1,000円)が簿価となるため、税制上は500円の利益として計算され、課税対象となります。

B. 特定口座へ移管後値下がりし、売却したケース

実質: ▲1,500円 税制上: ▲500円

移管後に500円で売却。実際には1,500円の損が発生していますが、移管した時価(1,000円)が簿価となるため、税制上の損は500円として計算されます(損益通算可能)。

【手数料等およびリスクについて】 ●当社の取扱商品等へのご投資には、商品ごとに所定の手数料等をご負担いただく場合があります(「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗(支店担当者)経由でお取引いただいた際の国内株式委託手数料は約定代金に対して最大1.26500%(税込)、ただし、最低2,750円(税込)、投資信託の場合は銘柄ごとに設定された購入時手数料および運用管理費用(信託報酬)等の諸経費、等)。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。商品ごとに手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書またはお客さま向け資料等をお読みください。**【2024年以降のNISAに関する留意事項】** ●日本にお住まいの18歳以上の方(NISAをご利用になる年の1月1日時点で18歳以上の方)がご利用いただけます。●NISA口座は、すべての金融機関を通じて、同一年において1人1口座に限り利用することができます。金融機関の変更により、複数の金融機関でNISA口座を開設されたことになる場合でも、各年において1つの口座でしかお取引いただけません。●NISA口座以外の口座で保有している上場株式等をNISA口座に移管することはできません。●NISA口座で保有している上場株式等を、他の金融機関のNISA口座に移管することはできません。●NISAでのお取引にあたり、後日、他の金融機関でNISA口座を開設していることが判明した場合は、お申込みいただいたNISA口座は無効になります。無効となったNISA口座で買付けた上場株式等は、課税口座でお買付けたいただいたものとしてお取引いたします。また、これから生じる配当所得および譲渡所得等は課税されます。●非課税保有限度額(総枠)は、成長投資枠・つみたて投資枠合わせて1,800万円、そのうち成長投資枠は最大で1,200万円までです。非課税保有限度額(総枠)については、NISA口座で保有している上場株式等を売却した場合、売却した分(取得価額分)を、その翌年以降、再利用することができます。なお、その際年間の非課税投資枠を超える金額の買付けはできません。●その年の非課税投資枠の未使用分を、翌年以降に繰越すことはできません。●NISA制度の損益は税務上ないものとされ、他の口座で保有する上場株式等の配当金、売買損益等と損益通算することができます。●国内上場株式等の配当金等は、証券会社等で受取する場合(配当金等の受領方法を「株式数比例配分方式」でご登録されている場合)のみ非課税となります。●投資信託の分配金のうち、元本払戻金(特別分配金)は非課税であるため、NISA制度の非課税メリットを享受できません。●国外への出国等での非居住者となる場合には、所定のお手続きが必要です。●NISA口座からNISA以外の口座へ移管された上場株式等の取得価額は、移管日の時価となります。●**【成長投資枠に関する留意事項】** ●成長投資枠で購入できる金額(非課税投資枠)は年間240万円までです。銘柄の入れ替える際も、買付金額分、非課税投資枠が消化されます。●成長投資枠で取扱う金融商品は、上場株式、上場投資信託(ETF)、不動産投資信託(REIT)や、公募株式投資信託等(ただし、整理銘柄・監視銘柄に指定されている銘柄や信託期間が20年未満、またはデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等もしくは毎月分配型の投資信託等を除く)です。**【つみたて投資枠に関する留意事項】** ●つみたて投資枠で購入できる金額(非課税投資枠)は年間120万円までです。銘柄の入れ替える際も、買付金額分、非課税投資枠が消化されます。●つみたて投資枠で取扱う金融商品は、法令等の要件を満たす公募株式投資信託等のうち、当社が指定した商品(公募株式投資信託・上場投資信託(ETF))となります。●つみたて投資枠をご利用いただくにあたり、積立契約の締結が必要です。同契約に基づき定期かつ継続的な方法により対象商品の買付けが行なわれます。●つみたて投資枠にかかる積立契約により買付けいただいた投資信託の運用管理費用(信託報酬)等の内容については、原則年1回お客さまへ通知いたします。●法令により、当社は、NISA口座に初めてつみたて投資枠を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日における、お客さまのお名前・ご住所について確認させていただきます(ただし、当該確認期間内にお客さまから氏名、住所または個人番号の変更があった場合等を除く)。確認ができない場合は、新たに買付けた金融商品をNISA口座へ入れることができなくなります。**【NISAの制度改正に伴う留意事項】** ●2024年以降、2023年までの一般NISA、つみたてNISA、ジュニアNISA口座では、新たに上場株式等の買付けを行なうことができません。●2023年までの一般NISA、つみたてNISAおよびジュニアNISA口座での保有商品は、2024年以降のNISAに移管(ロールオーバー)できません。●2023年までの一般NISA、つみたてNISAおよびジュニアNISA口座での保有商品は、非課税保有期間が終了するまで非課税で保有をすることができ、2024年以降のNISAの非課税保有限度額(総枠)とは別枠となります。

*今後、法令・制度等が変更された場合、記載内容が変更となる可能性があります。(2024年10月現在)

商号等: 大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第108号

加入協会: 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会

大和証券

Daiwa Securities

202410